

大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託に関する 企画提案募集要項

1 業務名称

大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（概算契約）

2 事業内容に関する事項

（1）事業の概要と目的

前年度特定健康診査の検査結果を基に、糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず、治療に結びついていない被保険者（以下、「対象者」という）を対象に、医療機関への受診勧奨を行うとともに、希望者に対して、糖尿病性腎症の重症化予防に向けた6か月間の個別指導を行うことで、糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

（2）業務内容（詳細は別紙 企画提案指示書を参照のこと）

- ア 保険年金課（以下、「主管課」という）が指示する対象者へ、医療機関への受診勧奨文並びに個別指導の申込書等を送付し、申込受付を行う。
- イ 電話、ショートメッセージまたは文書（以下、電話等とする）により、医療機関への受診勧奨及び、本業務における6か月間の個別指導の利用を勧奨
- ウ 主管課が指示する対象者へ、糖尿病性腎症の重症化を予防するための6か月間の個別指導を実施

（3）業務規模

- ア 医療機関への受診勧奨文並びに個別指導申込書等の送付及び申込受付 約1,200人
- イ 医療機関への受診勧奨及び個別指導の利用勧奨 アのうち約500人
- ウ 個別指導 最大70人

（4）契約予定上限額

20,630,000円

- ・一括総額で消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、契約予定上限額を超えないこと。
- ・申請時に、契約金額として設定している単価項目及び単価を提示すること（企画提案指示書 別紙6「委託単価表」を記載し提出すること）。

（5）履行期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

（6）費用分担

受託事業者が業務を遂行するために必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、企画提案指示書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、損害賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

- ・業務完了後、業務報告書を作成し、提出すること
- ・業務報告書を主管課において検査し、検査合格高に応じた処理件数に「糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託 委託単価表」に記載の契約単価を乗じた額を支払う。

(3) 契約保証金

大阪市契約規則第37条の第1項第1号または第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(4) 再委託について

- ① 受託事業者は、次に掲げる業務を再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・対象者への電話勧奨業務
 - ・糖尿病性腎症重症化予防に向けた6か月間の個別指導業務
 - ・被保険者からの問合せ対応
- ② 受託事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、主管課の承諾を必要としない。
- ③ 受託事業者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により主管課の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質または目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、主管課は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと主管課が認めたとき、または、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託事業者を選定したときは、この限りではない。

⑤ 受託事業者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（5）受託事業者として果たすべき責任

① 個人情報保護の取扱い

受託事業者は、業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱い並びに「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

② 人権研修の受講

受託事業者は、従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を行うこと。

③ 情報公開への対応

受託事業者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じること。

④ 法令等の遵守

受託事業者は、事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・地方自治法
- ・地方自治法施行令
- ・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例
- ・大阪市情報公開条例
- ・その他関連法規

⑤ 従事者の資質向上

受託事業者は、電話勧奨業務開始前に主管課が実施する研修に本事業の従事者を原則として全員参加させること。また、医療、介護、福祉をはじめ必要な制度等について、理解を深めるための基礎的な各種研修会、研究会等の実施やセミナー等に積極的に参加させるなど、本事業の従事者の資質、技能等の向上を図ること。

(6) その他

契約の締結は、令和8年度予算の発効を条件とする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格と欠格事由について

(1) 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度に本市入札参加資格名簿に登録している者については、プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ③ 次に掲げるものを滞納していないこと。
法人税、消費税、地方消費税
(大阪市内に法人本部または事業所を設置している場合は加えて) 大阪市内事業所等の法人市民税及び固定資産税
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業業務の受託実績があること。

(2) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査、選定の対象から除外する。

- ① 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ② 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ 受付期間内に提出書類が提出されない場合。
- ⑤ 本募集要項に違反または著しく逸脱した場合。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

5 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 ······ 令和8年1月20日（火）
- (2) 質問受付開始 ······ 令和8年1月20日（火）
- (3) 質問受付締切 ······ 令和8年1月27日（火）
- (4) 質問回答期限 ······ 令和8年2月3日（火）
- (5) 参加申請書及び企画提案書等提出期限 ··· 令和8年2月20日（金）
- (6) プrezentation ······ 令和8年3月4日（水）
- (7) 選定結果通知 ······ 令和8年3月中旬
- (8) 契約締結 ······ 令和8年4月1日（水）

6 参加申請手続きに関する事項

(1) 参加申請書等の提出

- ・受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年2月20日（金）（土日祝を除く）
午前9時～午後5時（午後0時15分から午後1時までを除く）
- ・提出場所 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）
※郵送により提出する場合は郵便書留に限ることとし、提出期限必着
とし、過ぎたものは受理しない。なお、発送したことを主管課に連絡すること。

(2) 質問の受付

- ・受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年1月27日（火）午後5時まで
- ・提出方法 書面により、FAXまたは電子メールで送付すること。なお、送付したことを主管課に連絡すること。

FAX : 06-6202-4156

電子メールアドレス : fa0020@city.osaka.lg.jp

- ・回答 令和8年2月3日（火）までに福祉局ホームページの「本事業受託事業者募集のページ」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(3) 申請書類

(ア) 参加申請書

- (イ) 会社の定款及び、沿革、社内体制、経営年数、事業方針や計画等を記載した資料

(ウ) 企画提案書

「7 選定基準」の企画提案審査項目別に、別紙「企画提案書」の様式を基本として、企画提案書を作成すること。

※企画提案書は、別紙「企画提案指示書」の業務実施内容を全て確認のうえ作成すること。（提案内容は可能な限り様式内に記載し、既存の別添資料の使用は最小限とすること）

※提案項目のうち、従事者の専門資格、経験年数、業務の実施体制や役割分担について提案を求めている項目は、従事者の氏名、取得している専門資格、経験年数も企画提案書に記載すること。

※「2 事業内容に関する事項（4）契約予定上限額」において提案する単価項目及び単価を提示すること（企画提案指示書 別紙6「委託単価表」に記載し提出する）。

(エ) 「4（1）応募資格①、②、③、④、⑤」についての誓約書

(4) 部数及び様式

(ア)、(エ) 各1部。

(イ)、(ウ) は、正本1部と副本10部（写し可）を提出すること。また、企画提案書内で提案する生活習慣改善指導用の教材も、正本1部と副本10部（写し可）を提出すること。

(イ)、(ウ) はA4での作成を原則とする。(イ)について、既存資料等を利用する場合はこの限りではない。

上記書類は提出後、電子メールでも提出すること。

提出先アドレス : fa0020@city.osaka.lg.jp

※応募書類の作成については、大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインの規定に基づき、匿名性を確保し、より客観的かつ公正な審査とするため、選定資料となる副本のみ事業者を推定できる内容（事業者の商号または名称、代表者名など）についてマスキング処理をすること。

7 選定基準

選定については、資格要件審査と企画提案審査を行う。

(1) 資格要件審査

資格要件審査については、提出された応募書類等により、4の応募資格に掲げる各要件を満たしているかどうかを審査する。

1項目でも要件を満たさない場合は企画提案審査の対象としない。

なお、資格要件の審査結果については、令和8年2月25日（水）（予定）までに電子メールにより通知する。

(2) 企画提案審査

本企画提案の審査については、大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業事業者選定委員会が行い、その意見を受けて確定する。選定委員は選考基準に基づき、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

① 実施体制（選定における配点 35点）

- ・本業務に関する研修内容について
- ・本業務実施のためのマニュアルの整備状況について
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の受託実績について
- ・個人情報の保護に向けた取り組みについて
(個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱いを含む)
- ・電話等による受診勧奨の従事者の糖尿病に関する指導経験年数について
- ・電話等による受診勧奨の従事者が架電、メール送信または文書の送付（以下、架電等とする）の実施時に指導内容等で疑義を抱いた際の相談体制について
- ・電話等による受診勧奨の苦情等が発生した場合の、休日、夜間も含めた対応に係る体制について
- ・6か月間の個別指導従事者における糖尿病性腎症重症化予防事業に従事した経験について
- ・6か月間の個別指導における効果的な指導を行うための専門資格を有する従事者の役割分担

② 事業内容（選定における配点 40 点）

- ・対象者の特性（年齢・健診結果等）に応じた医療機関への受診勧奨文並びに個別指導の利用案内・申込書等において、対象者が勧奨内容に興味を持ち、医療機関の受診や 6 か月の個別指導につなげるための創意工夫について
 - ・電話等による勧奨において、対象者が勧奨内容に興味を持ち、医療機関の受診や 6 か月間の個別指導に繋げるための取り組みや創意工夫について
 - ・電話等での受診勧奨時に不在等で連絡がつかなかった方への勧奨方法を工夫するなど、コンタクト率のさらなる向上に向けた取組みについて
 - ・対象者が 6 か月間の個別指導を終了時まで継続するための創意工夫について（対象者の希望に応じた支援方法（SNS、オンライン面接等）や支援回数、継続意欲向上のための取組み、及びその提案理由）
 - ・6 か月間の個別指導において主治医と良好な連携関係を築くために留意する事項について
 - ・6 か月間の個別指導において提供する主教材の内容について
 - ・6 か月間の個別指導において主教材の他に提供する副教材の内容について
- ③ 業務提案（選定における配点 10 点）
- ・本市が提示する企画提案指示書について、より高い効果が認められる実施手法の提案について
- ④ 壮年期の対象者に向けた創意工夫（選定における配点 15 点）
- ・壮年期（40～50 歳代）の対象者における医療機関への受診及び個別指導の利用申込の増加並びに途中終了の防止につなげるための創意工夫について

選定委員の合計点数（各委員 100 点満点）が最も高い事業者を委託候補者として選定する。

ただし、合計点数が 100 分の 60 に満たない場合は契約の目的が十分に達成できないと判断し契約候補者として選定しない。

8 選定に関する事項

（1）提出された企画提案書に対する質疑及び補足説明を求めるためにプレゼンテーションを実施する。

- ・提案は提出された企画提案書によりプレゼンテーションを行う。（プロジェクター、スライド、パネル等での説明は行わないこととする）
- ・提案者は 3 名以内とし、原則として受託責任者が出席すること。
- ・提案及び質疑応答の時間、実施日時、場所等については令和 8 年 2 月 25 日（水）（予定）に電子メールにより別途通知する。

（2）選定は 1 事業者とし、選定結果は、決定後速やかに全応募業者に通知するとともに本市ホームページに掲載する。

(3) 選定後は、本市と受託候補者により細目を協議し、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

なお、受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合、その費用を請求することがある。

(4) 本事業への公募にあたり、事業者から提出された提案資料等について、本市に対し公開請求があった場合は、本市情報公開制度に基づき公開する。

9 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

- ・提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- ・企画提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- ・手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とする。
- ・書類提出後辞退する場合は、その旨を書面により申出すること。
- ・提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(2) 本市は、事業者に対する評価の参考とするため、当事業対象者に対し、事業終了後にアンケートを実施する。

(3) 担当部署・問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階東側）

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）

電話：06-6208-9876 FAX：06-6202-4156